

<p>(分野)</p> <p>教育</p>
<p>(要望事項)</p> <p>地理的・歴史的な特性を生かし、小学校における早期英語教育の導入が可能となるような県独自の教育課程の編成、教科の自由な設定及び教員資格要件の緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>現在、小学校においては総合的な学習の時間の中で国際理解の学習の一環として、英会話活動（英語活動）が行われている。この英語活動では、国際理解教育の推進や外国の人々とのコミュニケーションを図る態度の育成を重視しており、英語取得を主たる目的にはしていない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>国際化、情報化に対応できる人材育成を急務としており、言語能力習得の早期の段階におけるメリットを生かし、これまでの小学校における英語活動を基盤に、教科としての英語を推進するとともに、将来的に英語で積極的にコミュニケーションが図れる人材の育成を目指している。 このために、現在の教育課程（教科の時数）の弾力的な編成 小学校教科としての英語科の設置 教員免許を有しない外国人の常勤教員の任用 について要望する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>国際化・情報化社会に有為な人材を育成することが大切であると考え、現行の規制では、教科としての英語教育の展開が不可能で、上記の目的の達成が厳しいと思われる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>学校教育法施行規則（第 2 4 条の 2 ）、別表第 1</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>文部科学省</p>

<p>(分野)</p> <p>教育</p>
<p>(要望事項)</p> <p>市・郡を最小単位とする教科書採択地区制度の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>公立の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択地区の設定は、法律で「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」とされている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>現行の教科書採択地区を市町村単位で設定できるようにすべきである。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>地方分権の推進に伴い、教育行政においても市町村教育委員会を中心に、地域に根ざした主体的な施策の展開が求められているところであり、公立の小学校、中学校の教科書採択も市町村教育委員会が主体的に決定できるようにすべきであるが、実際には教科書採択地区は「市若しくは郡の区域」で設定されることとされており、町村単位で教科書採択地区を設定できないこととされている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条、第13条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>文部科学省初等中等教育局教科書課</p>

<p>(分野)</p> <p>教育</p>
<p>(要望事項)</p> <p>大学に対する諸規制の大幅な緩和</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>現在公立大学においては、大学の設置、学部設置、学科設置、大学院の設置、大学院研究科の設置、大学院専攻・課程の設置、学生の収容定員の変更、名称変更について文部科学大臣の認可等が必要。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>公立大学の設置認可等に関する規制を大幅に緩和すること。特に学部・大学院研究科等の新設・再編等に関する権限を、設置者たる地方自治体の長に移譲すること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>公立大学が教育研究活動を通じて地域社会の課題に積極的な対応が出来るようにするため。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>学校教育法第2条、第4条、第64条、同法施行令第23条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>文部科学省</p>

<p>(分野)</p> <p>教育</p>
<p>(要望事項)</p> <p>各学校が特色ある教育活動を展開するため、学校教育法施行規則の弾力的運用の容認</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>小中学校における各学年の教科・道徳・特別活動・「総合的な学習の時間」等の年間の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数を標準授業時数という。各学校は、学校教育法施行規則によって標準授業時数を原則的に守り、実施することが定められている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>各学校が地域や児童生徒の実態に応じ効果的で特色ある教育活動ができるよう標準授業時数の弾力的運用を認める。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>新学習指導要領では、基本方針の一つとして「各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること」を掲げている。また、文部科学省は新学習指導要領を各学校の教育課程編成の最低基準であることを明確にした。これらのことから、各学校が特色ある教育活動や学習指導要領の内容を越えた発展的な学習を展開するためには、各教科等の標準授業時数の弾力的運用が求められる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>学校教育法施行規則第 2 4 条の 2、第 5 4 条、 小学校学習指導要領（総則・第 4 の授業時間数等の取扱い） 中学校学習指導要領（総則・第 5 の授業時数等の取扱い）</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>文部科学省初等中等教育局教育課程課</p>

<p>(分野)</p> <p>教育</p>
<p>(要望事項)</p> <p>国立大学の独立行政法人化に伴う公立学校教員の給与体系の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>教育公務員特例法第25条の5の規定により、公立学校教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとして定められている。そのほか、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条、高等学校の定時制及び通信教育振興法第6条、農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第4条の規定により、それぞれ公立学校の教職調整額、定時制通信教育手当、産業教育手当を国立学校のそれを基準として定めることとされている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>国立大学の独立行政法人化により、公立学校の教員の給与が基準としている国立学校の教員がいなくなりますが、これに替わる基準を国の責任において定めていただきたい。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>公教育は教育の機会均等の原則から、全国どこでも良質な水準が保たれなければならない、公教育を担う教員についても優秀な人材を確保する必要があり、そのため給与についても地域的な格差が生じないように考慮されなければならない。国立学校教員の給与を基準とする教育公務員特例法等の規定は、地方分権への規制ではなく、学校教育に対する国の責任を示したものであり、国立大学法人化後もこれに替わる基準を国が具体的に定める必要がある。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>教育公務員特例法第25条の5 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条 高等学校の定時制及び通信教育振興法第6条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第4条</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>文部科学省</p>

<p>(分野)</p> <p>教育</p>
<p>(要望事項)</p> <p>日本育英会高校奨学金の移管にかかる条件整備について</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>現在、日本育英会が実施している育英奨学事業については、平成13年12月閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、平成16年度から新たな独立行政法人において実施することになっている。</p> <p>同計画によると、高校奨学金については都道府県に移管することとなっているものの、現在まで詳細な実施計画は示されていない。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>低迷が長引く昨今の経済状況を反映して、国同様、各都道府県(三重県も例外ではない)の税収も減じており、地方財政は危機的状況にあるところであるが、その状況下における本移管計画については、早急にスケジュールを示していただくとともに、奨学金事業の運営(申込受付、審査、貸与決定、債権回収、など)にかかる人員、予算、システム開発等について、国による支援を要望する。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>日本育英会の地方移管について、国の財政措置の状況によっては、都道府県の行う奨学事業に格差が生じることが考えられる。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>特殊法人整理合理化計画</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課</p>

<p>(分野)</p> <p>教育</p>
<p>(要望事項)</p> <p>義務教育費国庫負担金の事務手続き等の抜本的な簡素化</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、都道府県が負担する公立義務教育諸学校の教職員の給与費等について、国がその2分の1を負担する制度である。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>義務教育費国庫負担金に係る交付申請、決算額等調査等の事務手続き、提出データ・書類等の抜本的な簡素化を要望したい。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>義務教育費国庫負担金の交付申請、特に、決算額の算定にあっては、多量・多種のデータを収集、整理等する必要があるため、膨大なマンパワー、電算等経費が費やされている。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>義務教育費国庫負担法、公立養護学校整備特別措置法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>文部科学省初等中等教育局財務課</p>